

議案第1号

令和2年度船橋市一般会計補正予算

令和2年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062,063千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290,611,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
60	国庫支出金	109,194,324	148,288	109,342,612
	10 国庫負担金	33,325,975	148,288	33,474,263
65	県支出金	17,583,201	127,054	17,710,255
	10 県負担金	9,335,601	74,134	9,409,735
	15 県補助金	6,654,080	52,920	6,707,000
75	寄附金	920,000	225,003	1,145,003
	10 寄附金	920,000	225,003	1,145,003
80	繰入金	5,482,189	561,718	6,043,907
	10 基金繰入金	5,482,189	561,718	6,043,907
歳 入 合 計		289,549,773	1,062,063	290,611,836

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15	総務費	81,512,204	2,434	81,514,638
	10 総務管理費	77,378,181	2,434	77,380,615
20	民生費	99,165,215	544,545	99,709,760
	10 社会福祉費	34,961,242	58,479	35,019,721
	15 児童福祉費	46,873,223	486,066	47,359,289
25	衛生費	22,626,601	230,453	22,857,054
	10 保健衛生費	14,904,328	215,525	15,119,853
	15 清掃費	7,722,273	14,928	7,737,201
30	労働費	231,640	9,963	241,603
	10 労働諸費	231,640	9,963	241,603
40	商工費	5,148,102	199,482	5,347,584
	10 商工費	5,148,102	199,482	5,347,584
45	土木費	21,840,401	44,194	21,884,595
	30 都市計画費	13,756,015	44,194	13,800,209
50	消防費	6,398,300	△4,320	6,393,980
	10 消防費	6,398,300	△4,320	6,393,980
55	教育費	33,278,461	35,312	33,313,773
	35 社会教育費	5,361,640	1,117	5,362,757
	40 保健体育費	7,648,979	34,195	7,683,174
歳 出 合 計		289,549,773	1,062,063	290,611,836

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
20 民生費	15 児童福祉費	認定こども園運営費補助事業 (新型コロナウイルス感染症対策)	4,267
		小規模保育事業 (新型コロナウイルス感染症対策)	17,067
		児童ホーム整備事業 (新型コロナウイルス感染症対策)	117,608
		保育所運営費補助事業 (新型コロナウイルス感染症対策)	50,134

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外国人総合相談窓口業務委託料	令和2年度～令和5年度	43,560千円
児童総合福祉システム改修業務委託料	令和2年度～令和3年度	9,419千円
身体障害者福祉ホーム若葉指定管理料	令和2年度～令和7年度	25,240千円
地域活動支援センター指定管理料	令和2年度～令和7年度	161,720千円
歯科診療所指定管理料	令和2年度～令和7年度	499,358千円
勤労市民センター指定管理料	令和2年度～令和7年度	254,120千円
国営手賀沼土地改良事業負担金	令和2年度～令和31年度	11,008千円
市営住宅指定管理料	令和2年度～令和7年度	498,515千円
公営住宅借上料	令和2年度～令和7年度	契約期間内における借上料
市民ギャラリー・茶華道センター指定管理料	令和2年度～令和7年度	124,077千円
一宮少年自然の家指定管理料	令和2年度～令和7年度	360,000千円
総合体育館・武道センター指定管理料	令和2年度～令和7年度	1,157,045千円

(廃止)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
救急ステーション建替工事設計負担金	12,441千円	

議案第 2 号

令和 2 年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11, 117 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46, 309, 922 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 16 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金	10,054,100	5,558	10,059,658
	15 国庫補助金	2,283,410	5,558	2,288,968
40	繰入金	8,332,314	5,559	8,337,873
	10 他会計繰入金	7,146,014	5,559	7,151,573
歳 入 合 計		46,298,805	11,117	46,309,922

議案第3号

令和2年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	18,697,000千円	△4,320千円	18,692,680千円
第2項 医業外収益	1,142,400千円	△4,320千円	1,138,080千円
支 出			
第1款 病院事業費用	18,697,000千円	△4,320千円	18,692,680千円
第2項 医業外費用	214,600千円	△4,320千円	210,280千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,448,770千円は、減債積立金528,300千円及び過年度分損益勘定留保資金920,470千円で補填するものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	2,994,000千円	△301,130千円	2,692,870千円
第1項 建設改良費	1,965,700千円	△301,130千円	1,664,570千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり廃止する。

(単位：千円)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
医療センター 建替工事設計業務委託料	624,503	

令和2年11月16日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第4号

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例

船橋市火災予防条例（昭和48年船橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電

用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準等について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

船橋市老人デイサービスセンター条例（平成17年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表船橋市西老人デイサービスセンターの項及び船橋市三山老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（船橋市福祉会館条例の一部改正）

- 2 船橋市福祉会館条例（昭和59年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表船橋市西部福祉会館の項中 「老人福祉センター」 を「老人
老人デイサービスセンター」

福祉センター」に改める。

理 由

西老人デイサービスセンター及び三山老人デイサービスセンターを廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市興行場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市興行場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市興行場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例（平成24年船橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号、第4号及び第6号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

第2条に次の1号を加える。

(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨

第3条第1項中「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

食品衛生法施行規則等の一部改正にならい、興行場営業の譲渡に係る許可の申請について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

船橋市母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する条例（平成9年船橋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

第1条中「母子家庭の母」を「ひとり親家庭の父母等」に改め、「父子家庭の父及びその児童等」を削り、「母子家庭、父子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第2条第2項及び第3条第1項中「母子家庭の母等」を「ひとり親家庭の父母等」に改める。

第4条を次のように改める。

（所得の制限）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

- (1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得（1月から10月までの月分の医療費の助成については、前々年の所得。以下同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第9条又は第9条の2の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額以上であるとき。
- (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計

を同じくするものの前年の所得が、法第10条又は第11条の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項及び第4条の規定を準用する。

3 第1項の規定は、法第12条第1項に該当するときは、適用しない。

第5条第3項中「翌日」を「属する月の翌月の初日」に改める。

第7条中「の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」及び「の属する月」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年8月以後の月分の医療費の助成について適用し、同年7月以前の月分の医療費の助成については、なお従前の例による。

3 令和3年8月1日から同年10月31日までの間における改正後の第4条第1項第1号の規定の適用については、同号中「前年の所得（1月から10月までの月分の医療費の助成については、前々年の所得。以下同じ。）」とあるのは、「前年の所得」とする。

（船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

4 船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表その1の1の項、4の項及び7の項並びに別表その2の6の項、9の項、14の2の項及び15の項中「母子家庭、父子家庭等医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。

理 由

千葉県のみひとり親家庭等医療費等助成事業に係る補助制度の改正にならない、助成の期間等について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成 2 7 年船橋市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第一種自転車等駐車場の表船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場の項を次のように改める。

船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場	船橋市印内町 6 2 8 番 1 0
------------------	--------------------

別表第 1 第一種自転車等駐車場の表船橋市西船橋駅第十五自転車等駐車場の項及び船橋市津田沼駅第五自転車等駐車場の項を削り、同表中

船橋市船橋日大前駅東口自転車等駐車場	船橋市坪井東 1 丁目 1, 3 9 2 番 8
船橋市船橋日大前駅東口第一自転車等駐車場	船橋市坪井東 1 丁目 1, 3 9 2 番 9
船橋市船橋日大前駅東口第二自転車等駐車場	船橋市坪井東 3 丁目 1, 3 1 4 番 1

改める。

別表第 2 の 2 の項中「、船橋市西船橋駅第十五自転車等駐車場」を削り、「船橋市原木中山駅第三自転車等駐車場」の次に「、船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場（上段）」を加え、同表 3 の項中「、船橋市津田沼駅第五自転車等駐車場」を「（下段）」に、「及び船橋市船橋日大前駅東口自転車等駐車場」を「、船橋市船橋日大前駅東口第一自転車等駐車場及び船橋市船橋日大前駅東口第二自転車等駐車場」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 市外に住所を有する者が利用する場合の金額は、この表に規定する金額の 1. 5 倍の額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の船橋市自転車等駐車場条例別表第1第一種自転車等駐車場の表に規定する船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場、船橋市船橋日大前駅東口第一自転車等駐車場及び船橋市船橋日大前駅東口第二自転車等駐車場に係る同条例第6条第1項に規定する利用の許可の手續その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

新たに自転車等駐車場を設置するについて、その名称、位置及び使用料を規定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市下水道条例の一部を改正する条例

船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、令第9条第1項各号に掲げる項目のうち、規則で定めるものについて、それぞれ規則で定める量の下水を排除する場合は、適用しない。

第9条の3に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、第1項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについて、それぞれ規則で定める量の下水を排除する場合は、適用しない。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

除害施設の設置義務について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市歯科診療所の指定管理者の指定について

船橋市歯科診療所の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市歯科診療所
- 2 指定管理者 船橋市北本町1丁目16番55号
公益社団法人船橋歯科医師会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市歯科診療所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 1 1 号

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑及び船橋市朋松苑デイサービスセンターの指定
管理者の指定について

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑及び船橋市朋松苑デイサービスセンターの指定管理者
について、次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑
船橋市朋松苑デイサービスセンター
- 2 指定管理者 八千代市村上字ふぎ 6 4 1 番地
社会福祉法人八千代美香会
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑及び船橋市朋松苑デイサービスセンターの指定管理者
の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要が
ある。

議案第 1 2 号

船橋市北老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

船橋市北老人デイサービスセンターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市北老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 松戸市小金原 3 丁目 4 番地 1 5
有限会社ミカタ
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

船橋市北老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第13号

船橋市南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

船橋市南老人デイサービスセンターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市南老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 船橋市古和釜町430番1号
社会福祉法人南生会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第14号

船橋市地域活動支援センターの指定管理者の指定について

船橋市地域活動支援センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市地域活動支援センター
- 2 指定管理者 船橋市宮本2丁目4番6号トレゾア船橋201号室
NPO法人船橋こころの福祉協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市地域活動支援センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第15号

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の指定管理者の指定について

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉
- 2 指定管理者 船橋市藤原8丁目17番2号
社会福祉法人千葉県福祉援護会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第16号

船橋市勤労市民センターの指定管理者の指定について

船橋市勤労市民センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市勤労市民センター
- 2 指定管理者 船橋市本町4丁目19番6号
公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市勤労市民センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第17号

船橋市本町駐車場の指定管理者の指定について

船橋市本町駐車場の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市本町駐車場
- 2 指定管理者 船橋市本町1丁目4番8号
株式会社船橋都市サービス
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市本町駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第18号

船橋市営住宅の指定管理者の指定について

船橋市営住宅の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市営住宅
- 2 指定管理者 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市営住宅の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第19号

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定について

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市民ギャラリー
船橋市茶華道センター
- 2 指定管理者 船橋市習志野台7丁目5番1号
公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第20号

船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者の指定について

船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市立一宮少年自然の家
- 2 指定管理者 東京都中央区銀座4丁目12番15号
株式会社オーエンス
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 21 号

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の指定について

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和 2 年 1 月 16 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

- 1 施設の名 称 船橋市総合体育館
船橋市武道センター
- 2 指定管理者 ふなばしスポーツ健康パートナーズ
構成員（代表者）
東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号
コナミスポーツ株式会社
構成員
東京都中央区日本橋 2 丁目 1 番 10 号
日本管財株式会社 東京本社
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第22号

公の施設の区域外設置に関する協議について

公の施設の区域外設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、市川市と協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 公の施設の名称 市川市道3335号

路線番号	起点	終点	幅員m	延長m	面積㎡
市川市道 3335号	市川市	市川市	2.74	503.	1,865.
	柏井町1丁目	柏井町1丁目	~	61	16
	1788	1737	6.76		

2 設置の場所 船橋市藤原3丁目254番140

路線番号	協議箇所	面積㎡
市川市道3335号	船橋市藤原3丁目254番140	7.82

3 設置の理由 都市計画法第40条第2項の規定により帰属した公共施設の用に供する土地を市川市道の区域に追加し、市川市の管理とする。

理 由

市川市が船橋市の区域内に公の施設を設置することの協議については、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 23 号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和 2 年 1 月 16 日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
02-061	東中山 2 丁目 128-1	東中山 2 丁目 129-5	5.00 8.50	88.46	
22-063	北本町 2 丁目 640-15	北本町 2 丁目 640-19	5.50 5.50	36.40	
25-053	印内 3 丁目 103-2	印内 3 丁目 103-7	5.50 5.50	81.28	
27-089	藤原 7 丁目 408-56	藤原 7 丁目 408-62	6.00 6.00	141.69	
27-090	藤原 7 丁目 410-40	藤原 7 丁目 410-21	6.00 6.00	139.62	
27-091	藤原 7 丁目 410-40	藤原 7 丁目 410-21	6.00 6.00	71.95	
28-073	上山町 2 丁目 364-2	上山町 2 丁目 364-16	6.00 6.00	187.17	
37-147	高根町 1075-22	高根町 1075-33	6.00 6.00	141.33	
37-148	高根町 1075-28	高根町 1075-38	6.00 6.00	31.10	
54P002	南三咲 4 丁目 3257-2	南三咲 4 丁目 3257-2	3.00 3.00	5.80	
59-176	坪井町 777-19	坪井町 777-17	6.00 7.40	52.62	

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
59-177	坪井町 773-1	坪井町 765-31	6.00 7.50	223.75	
59-178	坪井町 765-32	坪井町 765-31	6.00 6.00	193.56	
59-179	坪井町 801-2	坪井町 801-20	5.50 5.50	120.74	
59P028	坪井町 765-50	坪井町 801-10	2.16 2.16	28.73	
合 計				1,544.20	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
27-071	藤原 5 丁目 346-17	藤原 5 丁目 346-32	6.00	80.05	変更前
			6.05		
27-071	藤原 5 丁目 346-17	藤原 5 丁目 345-7	6.00	311.43	変更後
			6.50		
				231.38	
37-118	高根町 1070-5	高根町 1091-2	6.01	126.77	変更前
			8.51		
37-118	高根町 1070-5	高根町 1075-50	6.00	159.21	変更後
			8.55		
				32.44	
37-134	高根町 1088-2	高根町 1087-1	6.03	20.53	変更前
			8.50		
37-134	高根町 1088-2	高根町 1075-48	6.00	36.79	変更後
			8.50		
				16.26	
54-049	南三咲 4 丁目 422-73	南三咲 4 丁目 422-73	6.51	14.45	変更前
			6.54		
54-049	南三咲 4 丁目 422-73	南三咲 4 丁目 3257-28	6.00	39.44	変更後
			6.51		
				24.99	
合 計				305.07	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員鈴木 登は、令和3年3月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員山口 美恵子は、令和3年3月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第34号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附則第8項中「及び同年12月」を削る。

附則に次の1項を加える。

9 令和2年12月の期末手当の額に限り、第5条第2項中「100分の220」とあるのは、「100分の222.5」とする。

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与改定にならい、市長等の特別職の職員の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第35号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月16日提出

船橋市長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 2 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の特例）

- 4 令和2年12月の期末手当の額に限り、第11条第1項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。